

# 公 告

延岡河川国道事務所管内における災害時等応急対策設計業務「地質調査・測量・設計」または「測量・設計」に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

平成23年 5月 9日

九州地方整備局  
延岡河川国道事務所長 横峯 正二

## 1 基本協定の概要等

### (1) 基本協定名

延岡河川国道事務所管内における災害時等応急対策設計業務「地質調査・測量・設計」または、「測量・設計」に関する基本協定の締結

### (2) 基本協定の目的

本協定は、延岡河川国道事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策の地質調査業務等または、設計業務等に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧のための災害時等応急対策設計業務「地質調査・測量・設計」または、「測量・設計」を行うことを目的として行うものである。

### (3) 基本協定期間

延岡河川国道事務所管内 五ヶ瀬川、大瀬川、祝子川、北川  
一般国道10号 等

### (4) 基本協定期間

平成23年6月1日から平成24年3月31日まで

### (5) 本協定締結業者の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力から総合的に評価して、協定締結業者は地質調査業務等5社程度、設計業務等10社程度を決定する。

### (6) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に「地質調査・測量・設計」または「測量・設計」を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

## 2 参加資格要件

### (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

### (2) 延岡河川国道事務所管内(宮崎県延岡市又は宮崎県東臼杵郡門川町又は宮崎県日向市に本店(本社)、支店、営業所等の災害時の連絡先があること。

### (3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務(測量設計かつ地質調査)または、平成23・24年度測量業務かつ土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を平成23年6月1日時点において受けていること。なお、認定されていない場合は、当該業務に参加する資格を有しない。

### (4) 九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し資料提出締切時に指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 延岡河川国道事務所管内において、平成18年4月1日以降に国、県、公団が発注した道路又は河川に関する測量設計かつ地質調査または設計業務かつ測量業務の実績があること。
- (6) 九州地方整備局(港湾空港関係は除く。)の発注した道路、河川に関する測量設計かつ地質調査業務または設計業務のうち、平成18年4月1日以降に完成した業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定表の評定点の平均が60点以上であること。
- (7) 緊急業務に対応する体制として、5名以上の測量士又は測量士補かつ一人以上の技術士(応用理学部門[選択科目:地質]またはRCCM(地質部門)または、(総合技術監理部門又は建設部門)もしくは RCCM を早急に対応させることができること。

### 3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

### 4 本基本協定に関する手続等

#### (1) 担当部局

〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889番地  
国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所 工務第一課  
担当:工務第一課長 戸田博康  
電話 0982-31-1164(直通) (内線 311)  
FAX 0982-33-6907

#### (2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間: 平成23年5月9日(月)から平成23年5月18日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所: 〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889番地  
国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所 工務第一課
- ③ 交付方法: 手渡しによる交付

#### (3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間: 平成23年5月9日(月)から平成23年5月18日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所: 上記(1)に同じ。
- ③ 提出方法: 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出する。

### 5 その他

技術資料の作成要領協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。